



自転車の交通ルールを守りましょう。



【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用を努める



平成27年6月1日から**自転車運転者講習制度**が施行されます。

自転車運転者講習制度のながれ ※受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

①自転車運転者が

危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

②交通の危険を防止するため、

都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

③講習の受講

●講習時間：3時間
●講習手数料：5700円
(標準額)

自転車運転者講習に関して定められた危険行為14種

- ①信号無視
- ②通行禁止違反
- ③歩行者用道路徐行違反
- ④通行区分違反
- ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切立入
- ⑦交差点安全進行義務違反
- ⑧交差点優先車妨害等
- ⑨環状交差点安全進行義務違反
- ⑩指定場所一時不停止等
- ⑪歩道通行時の通行方法違反
- ⑫制動装置（ブレーキ）不良車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反